

記入例・年金受給中の一時金精算希望者

退職年金精算請求書

「第1・第2退職年金及び・加算年金受給者用」

基金欄  
ポストに投函する日

本人氏名

必ず本人印を押印

年金証書に記載の番号を記入

		提出日		令和 元 年 5 月 1 日	
裁 定 請	氏名	フリガナ アキバ キヨシ 秋葉 清	(印) 認印	生年月日	昭和 28年5月2日
	住所	フリガナ チヨダク イワモトチョウ 3-2-1 Yマンション301 〒(101-0032) 千代田区岩本町3丁目2-1 Yマンション301		年金証書番号	20123
		年金精算事由(受給後5年未満は、特別な事情が必要) (例) 火災により、自宅が半焼してしまったので、修繕及び家財の購入に資金が必要となったため。			
		連絡先 TEL	03 ( 1234 ) 0031	様方	
		銀行名等	東京	銀行・信金(コト) 信組・農協	
		支店名 又は ゆうちよ記号	和泉橋	支店(コト) 出張所	
		普通預金口座番号	1 2 3 4 5 6 7		
		口座番号は右詰で記入			
		メイギン	アキバ キヨシ		
		年金種類	第1	年金精算率	100%
		第2	加算	100%	50%
		※第2又は基本2		100%	67%
		現受給の年金選択率	100%	50%	※ 50%
		※ 1) 該当箇所に○をつけてください。		100%	67%
		※ 2) ※の該当者は100%精算のみ可能		100%	34%
		必要書類	1. 年金証書 2. 退職所得の受給に関する申告書(税務署所定用紙) 3. 退職所得の源泉徴収票(退職した事業所で発行のもの) * 加算年金100%受給者のみ		
		受給開始後5年未満の場合	* 左記の1.~3.の書類及び精算理由書並びに 4. 年金精算事由の証明書 例: (1)住宅、家財等の災害 → 罹災を証明する公的書類 (2)債務弁済困難 → 借用証書(コピー)又は債務残高証明 (3)長期入院等 → 医師の診断書又は入院証明等 (4)その他、(1)~(3)に準ずる事情 → 予めご照会ください		

(例) 第1年金100%のうち50%を一時金で受給

請求上の注意

- 年金受給開始後5年を経過した日以後、保証期間内に年金精算(年金に代えて一時金での受給)をすることができます。ご希望の場合は、前述の期間内にご請求ください。
- 年金受給開始後5年未満で年金精算をご希望の場合は、次のいずれかの事由に該当の場合に限ります。  
(1)災害により住宅又は家財等に著しい損害を受けた場合 (2)債務を弁済することが困難な場合 (3)心身に重大な損害を受け、又は長期入院をした場合 (4)その他、(1)~(3)に準ずる事情がある場合
- 年金精算率(一時金選択率)については、第1年金100%、加算年金100%又は67%の受給者は、その50%を年金精算し、50%を年金受給の継続ができます。
- 「退職所得の受給に関する申告書」の用紙は、基金から送付します。

基金欄	加入者番号	
	年金支払	年 月分迄( )
	精算前	第1、第2、加算、基本、基本2
	精算後	第1、第2、加算、基本、基本2、無し
	年金裁定	改定、失権、年 月分
	精算時年齢	歳 ヵ月(残期間 年 ヵ月)
	選択一時金	入力コード(83) 受付
	裁定	年 月分
	支払	年 月 日

※ 年金受給開始後5年未満の場合は、別途「精算事由書(資金が必要となった事情を詳しく記載)」及び「年金精算事由の証明書」が必要です。